

パブリックコメント案件概要

案件名: 尼崎市自転車のまちづくり推進計画の改定について

1. 施策の概要

平成30年3月に策定した尼崎市自転車のまちづくり推進計画を改定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づき、平成30年3月、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を策定し、自転車関連の交通事故、盗難、放置といった課題解決に優先的に取り組んできました。その後、本市ではこれらの課題解決が進み、国や県では自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」が策定され市区町村についても国や県の計画と同体系計画を策定することが努力義務とされました。

3. 目指す姿・対応策など

自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち”あまがさき”

4. 施策の対象範囲・期間など

対象範囲: 全市

期間: 令和3年度から令和7年度まで

5. 市民意向調査の概要

計画素案を策定するにあたり、令和2年9月17日(木)から同年同月30日(水)まで意向調査を行いました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

本市における自転車のまちづくりを推進するには関係部署の横断的な取組が必要であるため、庁内の自転車施策関連部署で構成する「尼崎市自転車のまちづくり推進庁内連携会議」において、「尼崎市自転車のまちづくり推進協議会」の意見(※)を聴く中で議論しました。また、国や兵庫県の「自転車活用推進計画」などを参考にしながら、自転車の活用面(CO2等環境負荷の低減、健康増進、経済活性化、観光振興等)についても目標を設定して取組の成果や進捗をはかることができるよう、検討しました。

※自転車を活用する分野においても成果指標の設定が必要である、など。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

本市の計画の内容と、国や県の「自転車活用推進計画」の記載内容に齟齬(そご)がないよう整え、国や県の計画と同体系の計画に即した計画に位置付けるものの、国や県に先駆けて策定していた、既存の「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」の構成等を継承しながら、改定することとしました。

7. 今後のスケジュール

- ・令和3年1月20日～令和3年2月9日 パブリックコメントの実施
- ・令和3年3月中旬 パブリックコメント結果を公表
- ・令和3年3月下旬 計画改定

8. 添付資料

尼崎市自転車のまちづくり推進計画(改定素案)

9. お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部生活安全課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F、電話番号 06-6489-6502、ファックス 06-6489-6686
メールアドレス ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp